

日邦産業株式会社の意見に対する 当社の見解について

2021年3月11日

フリージア・マクロス株式会社

代表取締役社長 奥山 一寸法師

当社は日邦産業株式会社（以下「日邦産業」といいます。）が2021年3月8日付けで開示した公開買付けに対する意見表明（反対）の内容（※）を拝見し、概ね以下を主張されていると認識しました。

1. 社員の大半が反対している
2. 取締役会の許可なく株式を買付けた
3. 買収防衛策の手順やルールを遵守しなかった
4. 株主総会で不正な行為を行ったと訴訟し、敵対的な行動をとっている
5. 少数株主の利益を軽視している
6. シナジー効果が無く関係悪化により得意先が逃げてしまう
7. 高圧的である

※本開示資料は日邦産業が2021年3月8日付けで開示した以下資料に基づいて、当社の意見を述べた資料です。
「フリージア・マクロス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（反対）のお知らせ」
（以下「反対意見表明」プレスリリースといいます。）
「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」
「意見表明及び対抗措置発動の概要説明について」
「フリージア・マクロス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する当社従業員アンケートの結果について」

1. 社員の大半が反対している ①

反対表明をしているのは**取締役12名中、プロパーが3名**しかいない取締役会です。
これをもって社員の大半が反対していると言えるのでしょうか。

■日邦産業の取締役会は合計12名で構成されておりますが、そのうち**プロパーの取締役は3名**(岩佐氏と中村氏と大石氏)のみです。その他は、最近取締役になられた方と外部から招聘した三上取締役や弁護士等、外部から招聘した9名の人員で構成されております。9名のうちの大半が会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家です。この取締役会構成で社員の意見が反映されていると言えるのでしょうか。

■社内アンケートの80%の同意をもって反対しているという根拠であれば、そもそも**社員の生殺与奪の権限を持つ取締役会からこのようなアンケートを強いられ、会社の意思に反する本音と言えるのでしょうか。**このようなアンケートでは、通常は100%に近い社員が取締役の意向に沿うのが一般的です。逆に**約20%もの社員が取締役会の意見に馴染まない**というのは、それだけでも会社の社員には潜在的に大きな不満が溜まっているとみるべきです。

1. 社員の大半が反対している ②

株主と対立する際に社員を担ぎ出し盾にするのは、社員に対して失礼な行動だと思います。

- 当社の取締役会長である佐々木ベジ氏より、日邦産業の株主総会で「**社員を大切にするなら、なぜプロパー社員を役員にしないのか。**」と質問させて頂きましたが、岩佐社長は「社員はまだまだ力量が足りないので外部から優秀な先生方をお迎えして経営にあたってもらっている。社員もスキルが付いたら何れは役員にしたい。」と仰っておりました。
- そのご回答に対して、佐々木ベジ氏より「その考えは社員に対して失礼ではないですか。**実際に業務を行うのは社員であって、弁護士や会計士の先生方ではないでしょう。**一体何の為にこのような御歴々を数多く集められたのですか。プロパーと外部の先生方の比率が普通の会社の真逆ではないですか。実務を知っている社員が中心となって経営を行い、法務や会計など社会全般に繋がったルールに関する業務は専門の先生に高い所から見て頂く。その為に2割ほどの比率で招聘する。これなら一般的な企業の姿として普通です。しかし、貴社は社長の他に2名だけが社員上りの実務者で、あとの9名は先生方が殆ど、一体どうなっているのですか。」と反論させて頂きました。
- このような構成の取締役会が大株主である当社と対立しようとする際に、**社員を担ぎ出し盾にしようとするのは、余りにも社員に対して失礼な行動です。**社員は経営者の道具ではないと考えます。

2. 取締役会の許可なく株式を買付けた

公開会社の株式を買付ける際、事前にと取締役会に相談するという考えが間違っております

- 公開会社の株式を買付けることは本来は自由です。取締役会に事前に相談するというルールがどのような根拠に基づいて主張されているのかが不明です。
- 日邦産業は2009年に日本で数少ない買収防衛策を廃止した上場企業ですが、同社のプレスリリースでは次のように謳っておりました。**当社はこの言葉を信じて株式を買付けたに過ぎないのです。**

「昨今、過度の買収防衛策が日本の資本市場の閉鎖性と認識され、かつ国際資金の日本株式市場からの撤退傾向が指摘される中、企業は資本に対して等しく開かれた存在であることを明確にすべきとの認識に至りました。

その結果、会社は株主のものであり、経営に関する重大な提案がなされた場合、その判断は最終的に株主にゆだねられるべきとの資本主義の原則に立ち返り、本定時株主総会以降、買収防衛策を継続しないことと致しました。」

※日邦産業の2009年5月15日付け公表「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の非継続について」より

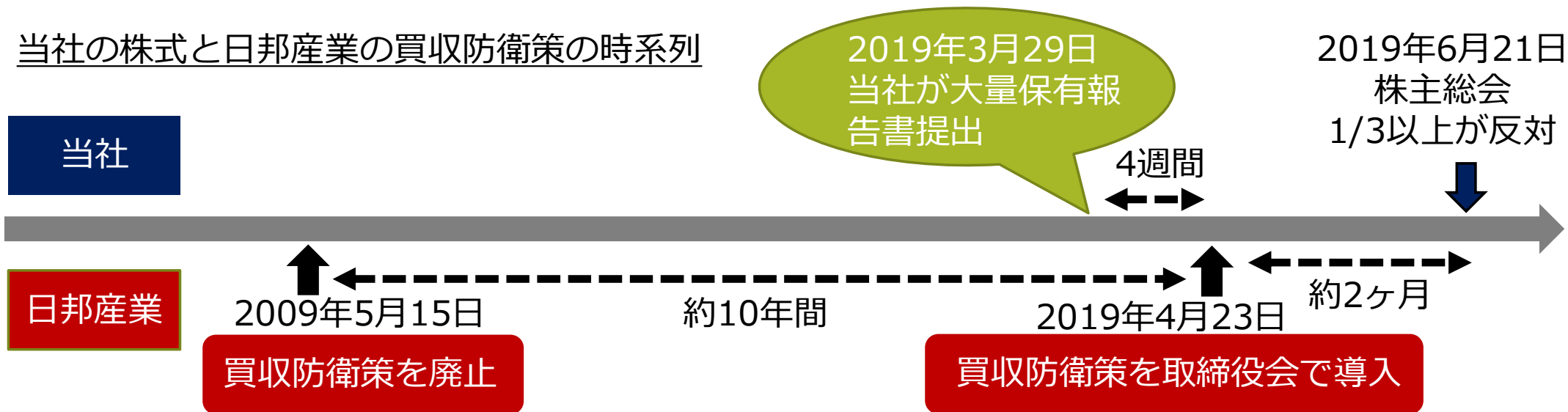
- 日邦産業の役員会は自らが宣言したこの公正なメッセージを、**当社が日邦産業の株式を買付けた後に、何の説明なく、しかも、役員会の決定のみで導入したのです。**
当社はこのような日邦産業役員会の**あまりの株主軽視の言動に翻弄されています。**

3. 買収防衛策の手順やルールを遵守しなかった。

そもそも公正では無いと裁判で争っている事案の片側の主張だけをかかけて「ルールを守ってない」とする断罪は、法治国家の日本では通りません。

日邦産業の買収防衛策は当社が株式の買付けを開示した約4週間後に「機密情報を有する取引が増え、流出する恐れが増えた」という主張によって突如導入されたものです。しかも、**役員会だけの判断**で、株主総会にはかっただのはその数か月後です。しかも、その総会では**1/3以上の反対議決権が存在しています。**

当社の株式と日邦産業の買収防衛策の時系列



4. 株主総会で不正な行為を行ったと訴訟し、敵対的な行動をとっている

当社は日邦産業と事前に合意した方法により株主総会で権利行使をしました。昨今ニュースで大問題となった信託銀行の議決権行使集計の手続きを悪用した可能性があります。

■当社は事前に日邦産業が決議の上選任された株主総会の検査役(一般的に、株主総会の手続きを調査するために裁判所によって選任される機関をいいます。)を通じて、日邦産業が指定した郵便局の私書箱に、日邦産業に確認をした日付で株主総会の議決権行使書を提出いたしました。この議決権行使書が意図的に除外された可能性が高く、現在日邦産業とこの件に関して係争中です。

■裁判の過程で上記の係争内容の証拠文書を拝見する限り、昨今大問題となったいわゆる信託銀行の株主総会における議決権行使集計の手続きを悪用し、議決権が意図的に除外された可能性があると考えております。これは今後裁判で明らかにしていきます。

■そもそも当社が買付けを行った直後に買収防衛策を導入するような有事の買収防衛策自体が、特定の株主を差別し、株主平等の原則に反するもので、これは違法です。こちらの件も同時に係争中でございます。

5. 少数株主の利益を軽視している

少数株主の方には十分なプレミアムを付けて、当社への売却機会を設けました。全株を買付けて強制的に上場廃止はいたしません。

■株主総会でも承認された買収防衛策のルールを守らないことをもって「少数株主の利益を軽視している」という主張に対する当社の反論は前述の通りです。なお、当該買収防衛策導入の議案は、**議決権ベースで約34%、人数ベースで約45%の反対がありました**（何れも日邦産業が意図的に除外したと考える議決権行使は除きます）。

■公開買付けへの応募を希望する株主様や希望しない株主様など様々な意見があることは理解しております。応募を希望する株主様には十分な利益が得られるよう、本件公表時の株価に対して、**約76%**のプレミアムを付けて当社への売却機会を設けました。本件では全株を買付け、強制的に上場廃止にするようなことはしません。

6. シナジー効果が無く関係悪化により得意先が逃げてしまう

公開買付けを開始した後になって取引先に頼み込んでいるかのような業務提携が続々と出てくる背景は一体何なのでしょう？

■当社が大株主になると、顧客、仕入先、銀行が逃げてしまうという主張ですが、この根拠を提示して頂きたいと思うものの、そもそもそれは当社の意図が伝わっておらず、日邦産業の主張によってそのようにご認識されているのだと思います。

■得意先が逃げる証左として、2社との業務提携を開示されておりますが、何れも**公開買付期間中に突如業務提携をした先であり、とってつけたように20%超所有する株主が現れた場合は業務提携が解除される**という不自然な条件がついておりました。(※)一般的に企業間の業務提携においては、そのような条件はありませんし、未だかつて聞いたことがありません。会社の経営状態が不安定であると相手が考えるならば、公開買付を争っている最中に急いで提携する不自然さに加え、妙な条件までつけて発表する意図を問いたいところです。

※日邦産業は2021年3月2日付けで「株式会社バルカーとの業務提携に関する基本合意書締結のお知らせ」、3月5日付けで「ミタチ産業株式会社との業務提携に関する基本合意書締結のお知らせ」を公表しております。その文書中で次の記載がございます。

「なお、本基本合意書には、解除事由の1つとして、契約の相手方において会社の経営に係る支配権の異動を伴う株主構成の変動（議決権保有割合20%以上を保有する株主の異動を含むがこれに限られない。）を生じたときが規定されており、当事者のいずれかに当該事由が生じた場合には、本基本合意書は解除される可能性があります。」